

平成 26 年 6 月 17 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 1 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	福 田 晃 悦
2 番	稲 岡 健 太 郎
3 番	南 正 紀
4 番	寺 井 強
5 番	堂 下 健 一
6 番	南 政 夫
7 番	下 池 外 巳 造
8 番	須 磨 隆 正
9 番	越 後 敏 明
10 番	田 中 正 文
11 番	富 澤 軒 康
12 番	櫻 井 俊 一
13 番	林 一 夫
14 番	戸 坂 忠 寸 計
15 番	久 木 拓 栄
16 番	山 本 辰 榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	寺 尾 隆 之
富 来 支 所 長	坂 本 英 人
企 画 財 政 課 長	新 田 辰 巳
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等

健康福祉課長	山本政人
環境安全課長	増田廣樹
商工観光課長兼情報推進課長	浜村大
農林水産課長	松田正剛
まち整備課長	細川一元
富来病院事務長	北富美夫
会計管理者(会計課長)	谷場可一
学校教育課長	寺澤俊彦
生涯学習課長	平井清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安田朗
議会事務局次長	村井直

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 議案第1号ないし第16号及び第43号ないし及び第45号並びに請願第1号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 追加日程第1 委員会提出 発委第3号(趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第3 議員提出 発議第2号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第4 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件
- 日程第5 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の増員選挙

(開 議)

富澤軒康議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

富澤軒康議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出報告第1号～第16号、議案第43号～第45号 請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

富澤軒康議長 次に、町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第43号ないし第45号、並びに請願第1号を一括して議題といたします。

以上の各件の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 久木拓栄君。

久木拓栄総務常任委員長 はい、議長。それでは、総務常任委員会報告をいたします。

平成26年第2回定例会において、総務常任委員会に付託をされた専決処分の報告6件、議案1件についてを、12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の承認について 平成25年度志賀町一般会計補正予算（第5号）については、事業費の確定や精算に伴うものであり、歳入では、町税や地方交付税の増額及び基金繰入金の減額、歳出では、各事業の確定及び精算に伴う事業費の減額などが主な内容であるとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、町税の延滞金等に係る滞納整理の状況についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、報告第10号 専決処分の承認について 平成25年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）については、事業費の確定及び精算に伴うものであり、歳出で、事業費全般が減額となったことから、一般会計繰入金を減額するものが主な内容であるとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第12号 専決処分の承認について 志賀町税条例及び志賀町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、法人町民税の税率の引き下げ、軽自動車税の見直し等を行うものとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって承認

すべきものと決しました。

次に、報告第 13 号 専決処分の承認について 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、適用条項の改正を行うものとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第 15 号 専決処分の承認について 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（平成 25 年度ふるさと農道（荒屋地区）災害復旧工事）、及び報告第 16 号 専決処分の承認について 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（平成 25 年度 赤住浄化センター改修工事）、は、いずれも平成 26 年第 1 回志賀町議会定例会において議決された工事請負契約に、消費税 3 パーセント分の増額を行ったものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認をすべきものと決しました。

最後に、議案第 43 号 平成 26 年度志賀町一般会計補正予算（第 1 号）については、補助金等の追加や新規採択のあった事業費など、早期に予算措置を要する経費を計上するもので、社会保障・税番号制度のシステム整備に係る事業費の追加及び事業費の組み替えが主なものであるとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、社会保障・税番号制度の内容についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

以上、総務常任委員会報告といたします。

富澤軒康議長 教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員長 はい、議長。教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託されました、報告 7 件、議案 1 件、請願 1 件について、13 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

報告第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 8 号、第 9 号及び第 11 号は、いずれも平成 25 年度一般会計、特別会計及び病院事業会計補正予算の専決処分の承認についてであります。

まず、報告第1号 平成25年度志賀町一般会計補正予算（第5号）につきましては、各事業の確定及び精算に伴うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、羽咋郡市広域圏事務組合負担金及び社会福祉協議会の補助金の変更、子ども・子育て支援電子システム構築事業の概要、学力・学習状況調査の集計結果の取扱いなど、多岐にわたっての質問があり、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、報告第2号 国民健康保険特別会計、報告第3号 後期高齢者医療特別会計、報告第8号 介護保険特別会計及び報告第9号 診療所事業特別会計の各会計の補正予算の内容は、いずれも各事業費の確定及び精算に伴うものであり、報告第11号 富来病院事業会計においては、放射線防護対策工事に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、国民健康保険特別会計では健康診査の受診状況について、介護保険特別会計では、認定調査の体制などについての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、報告第14号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、関係法令の改正に伴い、保険税の課税限度額を引き上げるとともに、均等割・世帯別平等割の軽減措置について、対象世帯を拡大し、中間所得層の負担軽減を図るため、所要の改正を行ったものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第45号 志賀町富来B&G海洋センター条例の全部改正につきましては、平成27年4月1日から指定管理制度を導入するにあたり、条例を全面的に改めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、開館時間及び利用料金の変更についての質問があり、担当職員から詳細な説明を受けております。

続いて、請願第1号 国の教育予算を拡充することについては、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、審査の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

また、その他の件といたしまして、本年4月1日の消費税増税に伴う低所得者及び子育て世帯への影響緩和を目的とした臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に関して、本町における申請書の取扱いや周知方法等について、担当課長から説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

富澤軒康議長 産業建設常任委員会委員長 林一夫君。

林一夫産業建設常任委員長 はい、議長。産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において産業建設常任委員会に付託されました、専決処分の報告5件及び議案2件について、11日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第1号及び第4号から第7号は、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算の専決処分に係る承認についてであります。

各会計の補正予算内容は、いずれも事業費の確定及び精算等に伴うものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

審査に際し、委員からは、一般会計で、定住促進事業の解体撤去工事請負費の減額理由及び工事の実施状況、漁業振興基金の内容、いこいの村能登半島施設改修事業の進捗状況、並びに地域交流型合宿等助成金交付事業の利用状況について、また、特別会計では、公共下水道事業等の浄化センター運転管理委託料の減額理由についての質問がなされ、町長及び担当課長から詳細に説明を受けております。

次に、議案第43号 平成26年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、農業費で、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額、水産業費で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業補助金の追加、商工費で、ふるさと文化センターの改修及び企業誘致対策に係る嘱託職員の雇用、並びに道路橋梁費及び河川費で、早急な施工の求められる町道法面の修復及び準用河川大笹川の改修による補正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、ふるさと文化センターの水槽等設置工事及び活魚の取り扱い、並びに企業誘致対策に係る嘱託職員雇用の継続性についての質問

がなされ、町長及び担当課長から詳細に説明を受けております。

次に、議案第 44 号 平成 26 年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については、入札談合にかかる損害賠償の補正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、付託案件ではありませんが、平成 26 年 3 月に策定された、志賀町都市計画マスタープランの概要版の各戸への配布について、担当課長より説明を受けておりますので、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

富澤軒康議長 委員長報告を終わります。

（ 質 疑 ）

富澤軒康議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

（質疑なし）

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 討 論 ）

富澤軒康議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

（発言なし）

富澤軒康議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

（発言なし）

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

（ 採 決 ）

富澤軒康議長 これより、採決します。

まず、町長提出 報告第 1 号 専決処分の承認について（平成 25 年度志賀町一般会計補正予算（第 5 号））、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第2号 専決処分の承認について（平成25年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、ないし報告第11号 専決処分の承認について（平成25年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第3号））、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第12号 専決処分の承認について（志賀町税条例及び志賀町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）、ないし第14号 専決処分の承認について（志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第15号 専決処分の承認について（「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について（平成25年度 ふるさと農道（荒屋地区）災害復旧工事））、及び第16号 専決処分の承認について（「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について（平成25年度 赤住浄化センター改修工事））、を一括して採決します。

お諮りします。

両件に対する委員長の報告は、原案承認であります。両件は、委員長報告

のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第 43 号 平成 26 年度 志賀町一般会計補正予算(第 1 号) について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 44 号 平成 26 年度 志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号) 及び第 45 号 志賀町富来 B & G 海洋センター条例の全部改正について、を一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願第 1 号 国の教育予算を拡充することについて、を採決します。
お諮りします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。本請願は、委員長報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、本請願は、採択されました。

(議長と呼ぶ声あり。)

富澤軒康議長 田中正文君が発言を求めていますので、これを許可します。

10 番、田中正文君。

田中教育民生常任委員長 ただ今の請願採択により、委員会提出議案として議長に提出させていただきます。

富澤軒康議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長 田中正文君から、委員会提出発委第3号 教育予算の拡充を求める意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました 委員会提出 発委第3号を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第1 委員会提出 発委第3号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

富澤軒康議長 発委第3号 教育予算の拡充を求める意見書について、を議題とします。

議案を配布してください。

(事務局が議案を配布)

富澤軒康議長 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員長 先ほどの、国の教育予算を拡充することについて、の請願採択にともない、提出させていただきました、発委第3号 教育予算の拡充を求める意見書について、説明をさせていただきます。

教育予算の拡充につきましては、国に対しては、毎年のように意見書を送付しているところではありますが、平成25年度の国予算では、小学校1、2年生にかかる、35人以下学級への予算拡充は残念なことに行われませんでした。

一人ひとりの子どもに丁寧な指導や対応を行うためには、1学級あたりの定数を引き下げる必要があると思います。併せて、三位一体改革によって義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられましたが、義務教育の地域格差が発生しないようにしなければなりません。

2011年度、平成23年度に30年ぶりに法改正で小学1年生に35人学級が導入されました。しかし、文部科学省が前年に実施した、今後の学級編成及び教

職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が、小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げており、このことから保護者も30人以下学級を望んでおります。また、国際的にみてもOECD諸国に比べ、1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であります。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、2015年度政府の概算要求に向けての意見書を、本町議会から国及び政府に対して提出していただくよう、教育民生常任委員会で決定し、今回提出させていただくものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

(質 疑)

富澤軒康議長 説明を終わります。

これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

富澤軒康議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤軒康議長 これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 3 議員提出 発議第 2 号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

富澤軒康議長 次に、本日、下池外巳造君ほか 2 名から提出のありました、発議第 2 号 身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める意見書について、を議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

富澤軒康議長 7 番、下池外巳造君。

下池外巳造議員 議会議案、補装具の趣旨説明をただ今からいたします。

今回提出しました、発議第 2 号 身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める意見書について、説明させていただきます。

身体障害者及び身体障害児にとりまして、補装具は失われた身体機能を補完又は代替する用具であります。

身体障害者には、職業その他日常生活の維持向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来社会人として自立生活するための素地を育成助長することを目的として使用されているもので、障害者福祉において非常に重要な役割を果たしております。

補装具の開発は、日進月歩で進化し、日々新たな製品が開発されておりますが、適時にそうした補装具の提供が利用できるサービスが求められています。したがって、補装具の研究開発の成果を適時適切に生かすことのできる制度に向けて、補装具費支給制度の充実を図られるよう、国に対して強く要望するものであります。議員各位におかれましては、障害者福祉の観点に立った提案趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

富澤軒康議長 説明を終わります。

(質 疑)

富澤軒康議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

富澤軒康議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

富澤軒康議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤軒康議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤軒康議長 これより採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

富澤軒康議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 4 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

富澤軒康議長 次に、各委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会

中継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

日程第5 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の増員選挙

富澤軒康議長 次に、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の増員選挙を行います。

この選挙は、先の定例会において可決しました羽咋郡市広域圏事務組合同規約の一部変更に伴い、同規約第5条の規定により、志賀町議会から新たに1名、組合議会議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に、櫻井俊一君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました櫻井俊一君を、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

富澤軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました櫻井俊一君が、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました。

当選された櫻井俊一君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

(閉 議 ・ 閉 会)

富澤軒康議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成 26 年第 2 回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

(午後 2 時 38 分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第 13 号

入札結果報告について

(平成 26 年 5 月 27 日 9 件)

(平成 26 年 6 月 4 日 7 件)

2 議長報告第 14 号

委員会所管事務調査報告について

- ・原子力発電所対策特別委員会委員長

3 議長報告第 15 号

閉会中の継続審査について

- ・総務常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・産業建設常任委員会委員長
- ・議会運営委員会委員長
- ・原子力発電所対策特別委員会委員長
- ・議会広報特別委員会委員長

4 議長報告第 16 号

委員会審査報告について

- ・総務常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・産業建設常任委員会委員長

5 議長報告 17 号

行政不服審査法関連三法の公布について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 富澤 軒 康

志賀町議会議員 南 正 紀

志賀町議会議員 寺 井 強